平成２４年（フ）第１５６５４号
東京都世田谷区船橋１丁目54―９
破産者　廣崎　節雄
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６５７号
東京都墨田区墨田５丁目13―17―105
破産者　大場　光祐
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８４号
東京都豊島区池袋４丁目１―２―202
破産者　山口　治夫
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９５１号
東京都足立区千住旭町24番８号
破産者　株式会社ヒロデザイン
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８０３号
東京都葛飾区立石２丁目34―１
破産者　近藤　洋子
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７４３号
東京都足立区宮城１丁目４番３号
破産者　有限会社三華物流
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２４１号
東京都世田谷区下馬２丁目15―１―103
破産者　宮内　憲一
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２９号
千葉県千葉市稲毛区園生町1312―１―1006
破産者　倉持　丈夫
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６７２号
神奈川県横浜市港北区大倉山７丁目15―17
破産者　加藤　友子
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６７５号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野１丁目９―12―303、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区荏田町429―２―601
破産者　内田　行彦
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１７号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘４丁目１番地６
破産者　有限会社ヨコハママネージメントセンター
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１８号
東京都世田谷区上用賀３丁目14番21号
破産者　株式会社キヤル
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１９号
神奈川県横浜市都筑区中川１丁目29―Ｂ―102
破産者　平野　行直
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０５０号
東京都町田市本町田2345―１　公社住宅ホ17―504
破産者　永山　隆司
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０７０号
東京都江東区北砂６丁目11―11
破産者　八田　二朗
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０４号
東京都豊島区雑司が谷２丁目４―４　磯部方
破産者　木野　皓生
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０５号
東京都千代田区神田神保町２丁目４番７―Ｂ１Ｆ号
破産者　株式会社エスニックフーズ
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０６号
神奈川県横須賀市大津町５丁目26―９―103
破産者　モラー　エムディ　セリム
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１２９号
東京都練馬区光が丘３丁目３―４―1220
破産者　小田慎一郎
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１３０号
東京都墨田区墨田１丁目４―１―708
破産者　井上　真澄
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部